最終更新日:2021年4月30日
ULSグループ株式会社
代表取締役社長　漆原　茂
問合せ先:03-6220-1416
証券コード:3798
http://www.ulsgroup.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主、取引先、従業員等のステークホルダーをはじめ社会一般からも信頼される企業集団となるべく、法令遵守の徹底を図るとともに、経営理念に基づいた適切な業務運営を行うための実効性あるコーポレートガバナンスの充実を経営上の重要な課題と位置づけております。そのために、当社グループでは、「法令遵守体制に関する憲章」を制定し、精度の高い法令遵守体制の確立を目指しており、同時に「内部統制基本方針」を定めて経営環境の変化に適切かつ機動的に対応できる組織と株主重視の公正かつ透明性の高い意思決定プロセスの導入を図っております。
具体的には、当社は取締役会（代表取締役1名及び取締役3名により構成。男性4名、女性0名）による経営上の意思決定及び取締役による業務執行を業務執行組織内においては内部監査室が、業務執行組織外においては独立性の高い社外監査役を含む監査役会（男性3名、女性1名）及び会計監査人が客観的な視点から監査を行う仕組みを企業統治の体制として採用しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はJASDAQ上場会社であり、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
漆原　茂	2,508,600	44.83
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	308,300	5.50
高橋　敬一	292,000	5.21
株式会社インテック	220,000	3.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	181,900	3.25
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	161,300	2.88
TIS株式会社	140,300	2.50
JP MORGAN CHASE BANK 385632	65,000	1.16
馬場和広	62,000	1.10
JPMBL RE UBS AG LONDON BRANCH COLL EQUITY	59,100	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 上記の大株主の状況は、2021年3月31日現在の状況です。
2. 上記のほか、自己株式が570,249株あります。
3. 2020年4月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、バークレイズ・バンク・ピーエルシー及びその共同保有者であるバークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、バークレイズ証券株式会社、パロミノ・リミテッドが2020年4月13日現在で保有株券等の数309,300株、株券等保有割合5.02%を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況は株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月

業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

本報告書提出現在、当社の「支配株主」及び「親会社」「上場子会社」は存在しません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は会計監査人の外部監査を受けており、その都度監査役とディスカッションの機会を設け相互に情報交換を図っております。また、当社の内部監査部門である内部監査室は、内部統制監査及び業務監査（内部監査：定期的には年2回）の結果を監査役も出席する取締役会に報告し情報交換を行っており、その報告の内容は会計監査人にも共有されます。更に、監査役及び会計監査人は、入手した内部監査の結果を各々の監査業務の資料として活用しております。加えて、内部監査室は監査役監査の補助組織として監査役監査において必要な調査業務等の支援を通じて監査役と連携して内部統制のモニタリングを行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木明	他の会社の出身者													
山田真美	弁護士													
坂田政一	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役

e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木明		上記aからmに該当する事項はありません。	鈴木明氏は、外資系企業を中心に経営者としての経験が豊富であり、社外監査役の立場から公正な企業運営の実現に貢献できる人材であると考えております。
山田真美	○	上記aからmに該当する事項はありません。	山田真美氏は、法律の専門家として、当社の内部統制体制及び法令遵守体制の構築及び展開につき、広い視野からの有益な助言・監督を行うことができる人材であると考えております。 また、左記のとおり、同氏は上記aからmのいずれにも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
坂田政一	○	上記aからmに該当する事項はありません。	坂田政一氏は、長年にわたり、国際的な複合機メーカー及びその関連会社の業務及び経営に携わっており、IT業界に通じた高度の専門性と高い知見を有しており、社外監査役の立場から公正な企業運営の実現に貢献できる人材であると考えております。 また、左記のとおり、同氏は上記aからmのいずれにも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、後記【取締役報酬関係】「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の「取締役の報酬等の決定基本方針」に従い、業績連動型報酬制度とストックオプション制度の導入を図っております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役、従業員に対して、有償にて新株予約権を発行しております。
【第10回新株予約権】
新株予約権の総数：3,010個（新株予約権一個当たり付与株式数：100株）
割当対象者：当社取締役（2名：900個）、当社子会社取締役（4名：1,200個）、当社子会社の従業員（5名：910個）

発行価額：新株予約権1個当たり400円
行使期間：2017年7月1日から2031年4月27日まで
行使条件：以下の各時期までに当社の経常利益が各条件を満たした場合に対象者に割り当てられた新株予約権のうち各割合の個数を限度として当該条件を満たした期に係る有価証券報告書提出月の翌月1日から行使できる。
(a) 2021年3月期までに経常利益が13億円を超過した場合　10%
(b) 2026年3月期までに経常利益が16億円を超過した場合　40%
(c) 2026年3月期までに経常利益が20億円を超過した場合　100%
※　上記は2021年4月30日現在の状況ですが、割当対象者の役職は、発行時の役職を記載しております。

【第11回新株予約権】
新株予約権の総数：2,760個（新株予約権一個当たり付与株式数：100株）
割当対象者：当社従業員（3名：160個）、当社子会社取締役（3名：500個）、当社子会社の従業員（36名：2,100個）
発行価額：新株予約権1個当たり3,000円
行使期間：2022年7月1日から2031年4月29日まで
行使条件：以下の各時期までに当社の経常利益が各条件を満たした場合に対象者に割り当てられた新株予約権のうち各割合の個数を限度として当該条件を満たした期に係る有価証券報告書提出月の翌月1日から行使できる。
(a) 2026年3月期までに経常利益が21億円を超過した場合　10%
(b) 2030年3月期までに経常利益が24億円を超過した場合　40%
(c) 2030年3月期までに経常利益が28億円を超過した場合　100%
※　上記は2021年4月30日現在の状況ですが、割当対象者の役職は、発行時の役職を記載しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

2021年3月期における当社の取締役に対する報酬等の総額は、以下のとおりです。
取締役2名に対する報酬等総額 150,800千円（注）
なお、当社では、連結報酬等の総額が1億円以上である役員についてのみその報酬額を個別に開示しておりますが、2021年3月期においては該当する取締役はおりません。
（注）当社の取締役はいずれも社内取締役であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の報酬等の決定方針を決議しております。取締役の報酬等の決定方針の内容は次のとおりです。
1．取締役の報酬等の決定基本方針
当社取締役の報酬の決定にあたっては、下記事項を基本方針とします。
①優秀な人材の維持・確保が可能で且つ取締役としての職務を誇りをもって遂行する動機づけになり得る水準であること。
②固定報酬に加え、会社の業績等に適度に連動した報酬制度（業績連動報酬等及び非金銭報酬等）の導入により、当社グループの中長期の企業価値成長に資する健全な企業家精神の発揮を促進する報酬プログラムにより支給されるものであること。
2．基本報酬に関する方針
取締役の報酬等（非金銭報酬等を除く）については、2014年6月27日開催の第14回定時株主総会において、その限度額を各事業年度における取締役全員の報酬につき総額3億円以内（使用人兼務取締役は使用人分給与を含まない）と決議しております。
取締役個人別の基本報酬の算定方法の決定に関する方針については、当該株主総会で承認された限度額の範囲内で、各取締役の役位、担当職務、専門性及び実績等並びに独立社外監査役の助言等を踏まえ取締役会決議により各取締役の個々の報酬額の上限を定めた上で、代表取締役に一任して決定する方針としています。
3．業績連動報酬等に関する方針
取締役の個人別の業績連動報酬等の算定方法の決定に関する方針については、上記基本報酬と併せて第14回定時株主総会で承認された取締役報酬等の限度額の範囲内で、独立社外監査役の助言等を踏まえ、取締役会決議により各取締役の個々の報酬額の上限を定めた上で、当社グループの経常利益の成長額の多寡に加え、成長投資の実施状況あるいは品質管理活動状況等を総合的に勘案して、代表取締役に一任して決定する方針としております。
4．非金銭報酬等に関する方針
取締役の個人別の非金銭報酬等については、2014年6月27日開催の第14回定時株主総会において、取締役の株式報酬型ストックオプションとして割り当てられる新株予約権に関する報酬等の額を各事業年度における取締役全員につき総額3億円の範囲内（使用人兼務取締役は使用人分給与を含まない）と決議しております。
取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の決定については、当該株主総会で承認された限度額の範囲内で、独立社外監査役の助言等を踏まえ各取締役の個々の報酬額の上限を定めた上で、中長期の視点で在任期間や中長期の経常利益の達成度合い等を総合的に勘案して取締役会で決定する方針としております。
なお、取締役の報酬は各会計年度ごとに総額及び総額が1億円以上である者については個別の報酬額を開示しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外監査役を含め、監査役の補助は内部監査室が兼務担当しております。なお、社外監査役に対する情報伝達については、取締役会の資料を事前に配布して当日の充実した審議に備えているほか、社外監査役との間で毎月監査役会を開催し、また社内監査役及び内部監査室が随時発

生する経営に関する重要事項に関して電話・電子メール等で連絡できる体制をとっております。
なお、監査役監査において必要な調査・資料作成等の経費については予算化しており、会社が負担することとしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会は、取締役会規則に従って、経営方針、経営戦略、事業計画、重要な組織や人事などの当社の業務に関する基本的事項を決定するとともに、代表取締役及び各担当取締役による業務執行に対する監視・監督を行っております。グループ会社の業務執行についても派遣した取締役による経営の監視及び当社への報告等を適宜継続して行っております。
監査役は取締役会に出席して必要な意見の表明を行い毎月監査役会を開催して監査の方針や監査計画等を決定し監査役間で情報交換を行い監査の精度の向上に努めているほか、グループ会社への監査役の派遣により、同程度の監視機能をグループ会社にも適用しております。
更に監査役は、会計監査人（有限責任監査法人トーマツ。担当公認会計士：長塚弦氏、池田太洋氏）及び内部監査室とも連携をはかり、より効果的な監査の実現を図っております。なお、取締役報酬等の決定方針については、前記［取締役報酬関係］「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」を参照ください。
当社では、社外取締役制度は採用しておりませんが、経営者又は法律専門家としての経験、能力を備えた社外監査役を含む取締役会及び社外監査役を含む監査役による業務監査により経営に対する監視機能は適切に担保されております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、株主、取引先、従業員等のステークホルダーをはじめ社会一般からも信頼される企業となるべく、法令遵守の徹底を図るとともに、経営理念に基づいた適切な業務運営を行うための実効性あるコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題と位置づけております。このため、当社では「法令遵守体制に関する憲章」を制定し精度の高い法令遵守体制の確立を目指しており、同時に、経営環境の変化に適切かつ機動的に対応できる組織と株主重視の公正かつ透明性の高い意思決定プロセスの導入を図って参る所存です。 そのため、当社は取締役会による経営上の意思決定及び取締役による業務執行を業務執行組織内においては内部監査室が、業務執行組織外においては独立性の高い社外監査役を含む監査役会及び会計監査人が客観的な視点から監査を行う体制を採用しております。当社の事業内容や取締役の員数、事業規模に照らして、現在の監査役、会計監査人及び内部監査室により適切かつ効果的な経営・業務監査機能を十分に実現できることが現体制採用の理由であります。
なお、当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外取締役を置くことが相当でないと判断した理由は次の通りであります。
当社は、取締役会の監視・監督機能及び業務意思決定機能をより強化するため、適切な人材を社外取締役に選任することは有益なことと認識しております。しかしながら、社外取締役として取締役会の機能強化に貢献するためには、企業経営一般のみならず当社グループの事業ドメインである「戦略的IT投資領域」における事業遂行に必要な識見を十分に備え当社の事業戦略に基づき個々の案件における適切な意思決定を行うことができ、かつ当社の経営者からも独立した立場にある方である必要があります。当社ではかかる観点から人材の探索に努めておりますが、適切な人材の選定には至っておりません。そして、仮にIT業界や企業経営に対する識見を十分に有さない社外取締役を選任した場合には、業務執行に対する監視・監督機能を適切に果たせず無用なコスト増を招くのみならず当社の実情に即した的確な意思決定を行う取締役会の機能を低下させ、当社取締役会の運営に少なからず悪影響を及ぼす可能性があります。
以上の理由により、当社では社外取締役の選任は相当ではないと判断し現体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の発送期限より3営業日前の発送を目標にしております。
集中日を回避した株主総会の設定	決算作業にかかる日数等から株主総会開催日を決定しておりますが、集中日をできる限り回避して設定することを念頭においております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社はディスクロージャーポリシーを作成し、HP上で公開しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	少なくとも年に一度、決算発表又は株主総会に連動して開催を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	少なくとも年に一度、決算発表に連動して開催を予定しております	あり
IR資料のホームページ掲載	IRの資料は全てHPに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR室が所管しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	法令遵守体制に関する憲章及び内部統制基本方針において策定しております。 なお、現在は社外監査役1名が女性でありますが、人格、識見に優れた人材は男女を問わず積極的に役員に迎えて事業価値の維持・向上と内部統制強化を図っていく方針であります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	インサイダー情報管理規程において定めております。また。ディスクロージャー・ポリシーを制定し、ホームページにおいて公開しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

■内部統制に関する基本的な考え方及び体制･環境の構築状況
当社グループは株主や取引先等のステークホルダーを始め社会一般からも信頼される企業群となるべく、法令遵守の徹底とコーポレート･ガバナンスの充実を経営上の重要な課題と考えております。そのため、当社の取締役会で決議した内部統制基本方針に基づいて、内部統制に関する諸規程の整備を行っております。また、取締役の任期を一年としているほか、社外監査役の選任及び会計監査人による外部監査を導入しており、取締役の業務執行に対する重層的な監視･監督を行っております。
■ 法令遵守体制の整備状況
当社グループの法令遵守体制につきましては、法令遵守の体制に関する憲章を制定し社外に開示しているほか、役職員による法令及び社内規程遵守のための行動規範を定め、法務部が役職員教育の徹底を行い、当社の内部監査室が法令遵守状況を定期的に監査しその結果を取締役会等に適宜報告しております。加えて、常勤監査役及び社外監査役を法令遵守に関する内部通報窓口として定め、通報者の利益を守りつつ法令遵守に関する情報の集約及び迅速な是正に備えております。
■ リスク管理体制の整備状況
当社グループのリスク管理体制としては、内部監査室が監査計画に基づいて定期的に内部監査を行い、会計監査人とも連携してリスクのあぶり出しと改善点の指摘を行っております。いずれのリスクについても、取締役、常勤監査役等が適宜情報と認識と共有することにより適切な管理を行っております。
■ 情報管理体制の状況
当社グループは、取締役の職務執行に係る情報を法令又は社内規程である文書管理規程、印章管理規程、機密情報管理規程及び個人情報管理規程に基づき、文書又は電磁情報により記録、保存及び保管し、更に情報へのアクセス権限付与管理を行うとともに年2回のセキュリティ監査により管理状況のモニタリングを実施しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「法令遵守体制に関する憲章」及び「役職員の法令遵守行動規範」において、「反社会的勢力とは一切の関係を持たず、これらの勢力からの不当要求を断固拒絶する」方針を宣言し日常の行動の基準として定めております。これらの憲章及び規範を実施するために、管理部門が所轄警察署及び外部専門団体と連携して情報の収集や相談の窓口となっているほか、社内の教育･啓蒙を行う体制をとっております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現時点においては、第三者による買収行為に対する具体的な防衛策は特に定めておりません。しかしながら、当社は、事業ドメインである「戦略的IT投資領域」への高付加価値サービスを通じて顧客満足度を向上させることにより安定的に事業成長することを基本的な経営方針としております。従って、当社の業務の遂行には、「戦略的IT投資領域」に精通した者が取締役や業務執行者に就任し、事業の方針を決定し、業務執行体制を構築することが必要であり、これによって初めて当社の事業価値の維持・向上が図られるものと認識しております。
以上の観点から、第三者による買収行為に対し、事業価値の維持を図るために必要性があると判断した場合には、社内外の専門家を含めて検討したうえで適切な対応策を講じます。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

■　適時開示のための社内体制の概要
当社は社内規則として「インサイダー情報管理規程」を制定し、インサイダー情報に該当する決定事実、発生事実、決算情報等の重要な会社情報が発生した場合には、グループ各社の発生部署又は発見部署から直接又は取締役会等の会議体を通じて情報管理責任者（財務経理担当取締役）に報告し、情報を集中する体制を採用しております。適時開示の所管部署であるIR室は、情報管理責任者の指示に基づいて関係する役員や組織と連携し正確な情報の収集を行い、適時開示規則に従ってTDnetでの開示手続、当社ホームページ及び報道機関への公開等を行っております。
この一連の手続、体制については、法令遵守の所管部署である法務部がグループ各社の新入社員教育等を通じて周知・啓蒙を行っており、また、内部監査室による内部監査の対象となっております。

コーポレートガバナンス体制の模式図

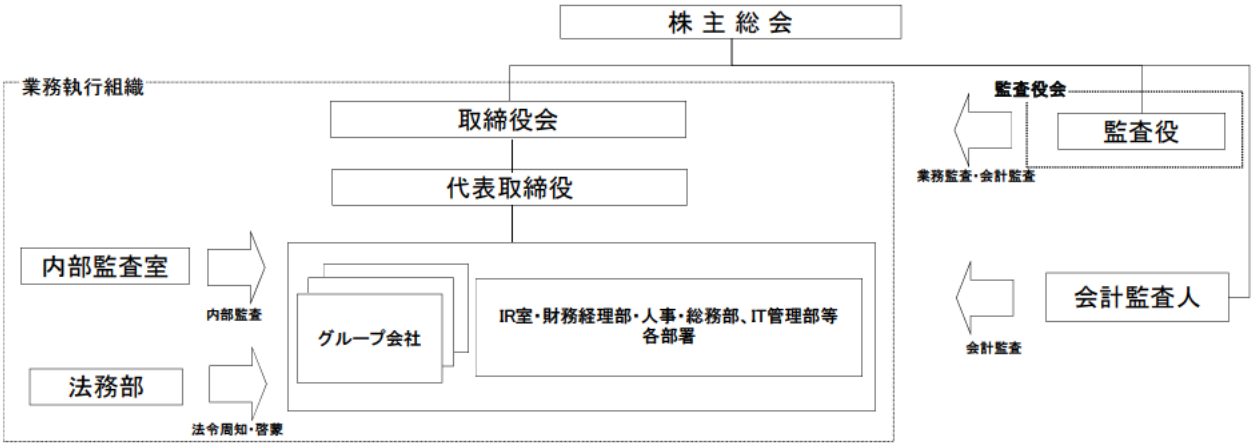

適時開示体制の模式図

